様式第22号(その1)(第41条関係)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 第　　　　　　　　号

年(　　)　　月　　日

(住　所)

(氏　名)　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　　　　印

許　可　取　消　書

あなたの　　　　する下記　　　　は、消防法第　　条違反であるため消防法第12条の2第1項の規定に基づき、許可を取り消す。

記

1　危険物製造所等の施設区分

2　設置場所又は常置場所

3　設置許可年月日・番号

4　許可取消の理由となる事実

教　示

　1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

　2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

　3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第22号(その2)(第41条関係)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 第　　　　　　　　号

年(　　)　　月　　日

(住　所)

(氏　名)　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　　　　印

許　可　取　消　書

あなたの　　　　する下記　　　　は、火薬類取締法第　　条違反であるため、火薬類取締法第　　条の規定に基づき、許可を取り消す。

記

1　火薬類関係施設の区分

2　火薬類関係施設の所在

3　火薬類関係施設の名称

4　許可年月日・番号

5　許可取消の理由となる事実

教　示

　1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

　2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

　3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第22号(その3)(第41条関係)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 第　　　　　　　　号

　　年(　　)　　月　　日

(住　所)

(氏　名)　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　　　　印

許　可　取　消　書

あなたの　　　　する下記　　　　は、　　　　法第　　条違反であるため、　　　　法第

条の規定に基づき、許可を取り消す。

記

1　高圧ガス関係施設の区分

2　高圧ガス関係施設の所在

3　高圧ガス関係施設の名称

4　許可年月日・番号

5　許可取消の理由となる事実

教　示

　1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

　2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

　3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。